平成３０年（フ）第８５号
長野市栗田695　栗田病院内、住民票上の住所長野市安茂里小市３丁目19番１―108号小市南団地Ａ１棟
債務者　小林　一徳
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６６号
静岡県富士市中丸203番地の３　ハイム大石207号
債務者　石川　重子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第６７号
静岡県富士市森島55番地の１　レオパレスサンクチュアリ202号
債務者　松井　健次
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１４０２号
名古屋市港区秋葉１丁目130番地の129
債務者　鈴木　　壽
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７号
三重県名張市百合が丘東３番町271番地
債務者　中井　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第５６号
三重県四日市市朝日町５番18―２号　レジデンス朝日町Ｂ―303、前住所札幌市中央区南３条西７丁目３番地１　エンドレス三井南３西７―901号
債務者　宮脇　未有
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
三重県四日市市小杉町941番地
債務者　舘　　一夫
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
三重県四日市市大井手２丁目３番１号　ピュアステージⅠ―102
債務者　堀尾ひとみ（旧姓小池・長谷川）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
三重県三重郡川越町大字豊田159番地１　アルクス南台102号
債務者　大山　隼人
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
大津市瀬田５丁目８番25―109号
債務者　北川　公造
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９７号
大津市瀬田５丁目８番25―109号
債務者　北川　栄子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０１号
滋賀県湖南市水戸町27番地５（103号）、前住所滋賀県湖南市岩根中央２丁目12番地（301号）
債務者　藤沼ますみ
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０５号
滋賀県高島市今津町浜分528―11　救護施設さわやか荘、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号
債務者　秋山　仁志
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２７号
大津市萱野浦３番６―311号
債務者　上野　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３１号
滋賀県野洲市北野１丁目16番７―203号　第２冨増ハイツ、前住所滋賀県野洲市冨波乙105番地
債務者　伊駒　正二
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３２号
滋賀県野洲市北野１丁目16番７―203号　第２冨増ハイツ、前住所滋賀県野洲市冨波乙105番地
債務者　伊駒　宏枝
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　大津地方裁判所民事部